

岩手県告示第255号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定を取り消した。

令和6年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	住 所	事務所の所在地	取消年月日
社会福祉法人平成会	一関市幸町8番6号	一関市狐禅寺字石ノ瀬62番地3	令和6年3月13日